

介護ウェブ2023 推進ニュース

★ 24年度報酬改定に向けて、地域密着型サービスの検討開始
—厚労省・介護給付費分科会報告（2023年6月28日）

6月28日、第218回介護給付費分科会が開催され、2024年度介護報酬改定に向け、個別サービスに関する事業所数・要介護度の分布・費用額などの現状と2021年度介護報酬改定の検証も踏まえた課題が厚労省より示されました。分科会では、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護」「小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護」について意見交換が行われました。

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護」では、両サービスの機能・役割や、これまでの介護報酬改定における対応等を踏まえ、両サービスの将来的な統合・整理について、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の更なる普及に向けて、限られた人材を有効に活用しながら、効率的なサービスを実施することについて論点を示しました。

令和4年度老人保健健康増進等事業による検証

<夜間訪問と定期巡回サービスを統合した場合の影響について>

- ・ 本調査で調査を行った事業所においては、近隣または併設の定期巡回サービスにて対応が可能であるため、利用者への影響は無いと考えられる。
- ・ 一方、夜間のみ利用ニーズがある方が夜間訪問を利用しているため、定期巡回サービスに移行した場合に、夜間のみ利用する場合の単位数が設定されない場合には別サービスでの対応が必要となる可能性がある。
- ・ また、ヒアリングを実施した事業所においては、事業所としての影響は無いとの回答であった。

「小規模多機能型居宅介護」では、利用者の態様や希望に応じて、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援することを目的として創設された小規模多機能型居宅介護の更なる普及が求められる中、期待されるサービスを安定的に実施することについて論点を示しました。

令和3年度老人保健健康増進等事業による検証

<役割＝機能から考えられる利用者像について>

- 小多機の利用者像は、軽度者から中重度者であり、中でも特に「通い・訪問・泊まりを組み合わせでのサービス利用をしたい方」「一日に複数回の支援」を望まれる方といった利用者像が確認できた。

「看護小規模多機能型居宅介護」では、医療ニーズを有する中重度の要介護者の生活を支える地域の拠点である看護小規模多機能型居宅介護の更なる普及が求められる中、期待されるサービスを安定的に実施することについて論点を示しました。

令和4年度老人保健健康増進等事業「看護小規模多機能型居宅介護の普及等に向けた調査研究事業」

- 開設・運営にあたって特に困難を感じることは「看護職員の確保」「介護職員の確保」「利用者の確保」が多い。
- 看取りや重度者に対応するにあたって困難を感じることは、「看護職員の確保が難しい」「夜勤の出来る職員の確保が難しい」「看護職員以外の職員が対応することが難しい」が多い。

「認知症対応型共同生活介護」では、今後も高齢化の進展による重度の要介護者、独居・認知症高齢者が増大する一方で、現役世代の減少に伴う担い手不足が見込まれている中、医療ニーズへの対応の更なる強化、介護人材の有効活用について論点を示しました。

厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：調査）」（令和4年8月審査分）

- 介護給付費等実態統計（令和4年8月審査分）によると、医療連携体制加算の算定状況について、（Ⅰ）は80.4%、（Ⅱ）は1.3%、（Ⅲ）は2.3%であった。

令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症高齢者グループホームの令和3年度介護報酬改定の施行後の状況に関する調査研究事業」

- 医療連携体制加算（Ⅱ）、（Ⅲ）を算定していない理由として、「看護職員（看護師・准看護師）を常勤換算で1名以上確保できない」が75.2%で最も多く、次いで「事業所内の看護職員では24時間連絡できる体制が確保できない」が22.9%、「算定要件に該当する入居者がいない」が21.5%であった。

各委員から出された意見を一部紹介します。

「看護小規模多機能型居宅介護」について、「専門・認定看護師らを配置する事業所を加算で評価すること」「看取り期などで宿泊した利用者は包括評価の対象外とすること」「訪問看護を単独で提供する事業所の管理者が看多機と兼務できるように運営基準を緩和してほしい」などの意見が出されました。

「認知症対応型共同生活介護」について、「医療ニーズへの対応を強化するため、訪問診療などによる医療体制の強化が必要である」「2021年度介護報酬改定で夜勤職員の配置基準が緩和されたが、夜勤では休憩時間すらきちんと取れないという声を大勢の方から聞いている。しっかり人員配置できるようにし、安易に緩和してはならない」などの意見が出されました。

その他の意見として、厚労省が示した調査結果で「人件費等のコストが加算額に見合わない」との回答が多数にのぼり、「加算の引き上げを求める」などの意見や低賃金などで、「介護職員が業界外に流出している危機的状況だ」などの意見が出されました。

※第218回社会保障審議会介護給付費分科会資料：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33719.html

お問い合わせ先 介護ウェア推進本部

TEL:03-5842-6451

E-mail:min-kaigo@min-iren.gr.jp

全日本民医連事務局:高梨・瀧澤